

平成 22 年 4 月 27 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18520578
 研究課題名（和文） 13 世紀フランスの裁判と行政における調査・審問の導入と発展
 研究課題名（英文） The Beginning and Development of Inquisitional Procedures in Justice and Administration of Thirteenth-Century France.

研究代表者
 轟木 広太郎（TODOROKI KOTARO）
 立命館大学・文学部・非常勤講師
 研究者番号：60399061

研究成果の概要（和文）：13 世紀のフランス王国では、裁判・行政の領域で調査・審問と総称することのできる証明手続きが、王権の伸張と深く結びついて定着・拡大した。フィリップ・オーギュスト時代には、プランタジネット家所領の没収に伴い、また聖ルイ時代には、地方への審問官の派遣、王令、そして画期となる事件が梃子となって、事態は進展した。

研究成果の概要（英文）：Thirteenth-century France witnessed the development of various types of inquisitional procedures in justice and administration, closely linked with the contemporary growth of royal institutions. In the reign of Philip August, the annexation of the vast continental territory of the Plantagenets into the royal domain, and in that of Saint Louis, the dispatch of royal inquisitors to some parts of the realm, several ordinances, and particular cases, respectively triggered or brought about their enlargement.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	900,000	0	900,000
2007 年度	700,000	210,000	910,000
2008 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	420,000	2,720,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：審問、調査、中世、フランス、裁判、行政、フィリップ・オーギュスト、聖ルイ

1. 研究開始当初の背景

私は、11、12 世紀のフランスにおける紛争・紛争解決、裁判慣行、証明方法、聖俗関係などを主たる対象として研究を進めていた。そこから、13 世紀のフランスにおいて、裁判および行政の領域で、調査・審問と総称することのできる様々な手続きが大々的に

定着・拡大することに着目するようになり、これを単なる合理主義の進展としてではなく、権力のテクニクとして理解することができるのではないかとの見込みから研究をスタートさせた。

2. 研究の目的

先立つ 11、12 世紀までは、裁判や行政の現場で、証人からの聴き取りや証書の吟味により事実を確定するという手続きは絶対的に必要なものではなかった。ひとつには、神判・法廷決闘や雪冤宣誓などのアルカイックな証明方法がいまだ優位を保っていたし、ひとつには、発達した和解慣行のおかげで、事実確定に依存せずに争いを收拾することが可能だったからである。

本研究では、神判・法廷決闘など、旧来の魔術的な証明方法(「神の裁き」)から、調査・審問といった証明方法への転換がどのように起こったかという問題を、伸張するフランス王権との関わりから跡づけることを目的とした。

3. 研究の方法

フィリップ・オーギュスト(1180-1123)から聖ルイ(1226-1270)にかけての時代の裁判・行政関係の文書を中心に考察し、調査・審問がどのようにしてフランス王国で拡大していったかを明らかにしようとした。

4. 研究成果

問題の前提

まず前提として、11、12 世紀のフランスの裁判における証明方法の研究が必要であった。そこで、フランス西部を対象とした下記の雑誌論文を執筆し、以下の諸点を明らかにした。

この時代にすでに証人・証書による証明が散見することがまず確かめられる。しかし、注目されるのは、その際、証人・証書の内容を確かめるためと称して、時折、神判や法廷決闘が挙行されたことである。つまり、証人・証書は自足した証明方法とは見なされておらず、「神の裁き」の優位のもとに置かれていたということが分かった。では、証人(および、13 世紀にはまだ重要度が低い証書)という証拠に依存する調査・審問はいったいどのような転換によって、独立した証明手続きとして拡大することができたのだろうか。

ポイントは、裁判権力(あるいは行政権力)によって、証人が選定される手続き、あるいは強制的に取り調べられるというやり方が定着したことである。11、12 世紀の証人たちは、原告あるいは被告自らが選び、法廷に連れてきた者たちであり、またその主張を擁護するために証言台に立つことを選択した者たちであった。証人たちがしばしば神判や法廷決闘を引き受けたのも、原告あるいは被告との朋輩・仲間・主従の絆ゆえにそうしたのである。したがって、こうした絆が法廷のなかに持ち込まれているうちは、証人あるいは証書は独立した証明方法として確立されえない。調査・審問の定着と拡大は、それとは異なる原理に立脚したものでなくてはなら

なかったといえる。

そして、それを打ち出したのが 12 世紀の諸侯たちの法廷である。西フランスのアンジュー伯の法廷では同世紀の初頭あたりから、一部の訴訟で、裁判官たる伯が証人を選抜したり、証人に証言を義務づけたりする方式、すなわち証人尋問がはじまるようになる。いずれ同様のやり方は、カペー王権の法廷においても世紀中盤あたりから見られるようになるであろう。

ところで、こうした方式が採用された訴訟には、ある共通した特徴が見られる。それは、伯の役人あるいは弱小封臣が一方の当事者になっていることである。ふつうの世俗領主あるいは聖界領主が訴訟当事者の場合、すでに述べたように、彼らは友情や主従の絆で結ばれた証人たちを擁して裁判に臨むのを通常としていたから、伯や国王といえども、証人尋問の当初から、それを打ち消すような方式を彼らに押し付けることはできず、むしろ比較的容易に権威主義的に振舞うことのできる相手を手始めにこうしたやり方が適用され始めたのであろうとおもわれる。しかし、人的紐帯を切りどころとする古いタイプの証人から、諸侯・国王に証言を義務として求められる新しいタイプの証人への転換の原理はここに準備されていたのである。

フィリップ・オーギュスト時代

つぎにフィリップ・オーギュスト時代の裁判および行政関係の文書が検討された。まず、年代的な事実として、1190 年および 1204 年を重大な転換の年として位置づけることができる。

1190 年には、十字軍出発を目前に控えた国王は、不在時のために統治にかかわる諸命令を発した。そのなかには、地方役人であるバイイによる法廷の定期開催、パリでの法廷の定期開催、そしてバイイ法廷からパリ法廷への訴訟の移管についての条項が含まれ、ピラミッド型をなす国王裁判制度の青写真が示された。

また 1204 年には、フィリップ・オーギュストによって、ノルマンディー、アンジュー、メーン、ポワトゥーからなる広大な領域がイングランド国王ジョンから没収されて、王領に統合されたが、これ以降、証人尋問の事例が飛躍的に増大するのである。その 40 年を超える統治期間に王領はおよそ 4 倍に拡大したが、フィリップ・オーギュストは他領の併合に際して、先立つリチャード 1 世、ジョン王時代の「慣習(各種の領主権を指す)」を調査させ、基本的にそれを踏襲する政策を採ったのである。同王時代に作成されはじめた『記録簿』にはそうした聴取り調査の結果がまとまったかたちで収められた。

こうしてこの時代に、証人尋問の事例は目

覚しく増大するが、裁判の領域においてはとくに以下の種類の事件について証人尋問の適用が拡大したことが確認された

- ・封建契約をめぐる裁判
- ・司教不在時のレガリア（国王による司教座世俗財産取得権）の有無をめぐる裁判
- ・農奴身分の確定にかかる裁判

こうしてフィリップ・オーギュスト時代には、政治的ないくつかの事件をきっかけとして、裁判・行政の一部の領域で調査・審問が普及したのである。

聖ルイ時代

最後に、聖ルイ時代の裁判関係文書および行政関係文書を考察した。

まず裁判における証人尋問の進展を象徴する出来事として、「アンゲラン・ド・クーシー訴訟」を挙げることができる。この訴訟のきっかけとなったのは、自身の所領内で狩りをしていた若者3人をクーシー領主アンゲランが即決で絞首刑に処したことであり、若者の保護者たちがアンゲランを国王法廷に訴え出たのである。国王法廷で法廷決闘による決着を訴えるアンゲランに対して、国王は彼の身柄を拘束し、自ら証人尋問を実施した。この事件は、領主階層に対する証人尋問の進展という点からすると、ふたつの面で画期をなすものであった。ひとつには、国王がアンゲランを法廷で拘束したことであり、12世紀までの国王法廷では、国王の判決を拒否する者たちは退廷を許されるというルールがあり、自領に戻って戦闘準備を開始することも可能だった。もうひとつは、国王が領主の権利としての法廷決闘を裁判官の権利としての証人尋問を明確と対比させて、後者の優位を示したことであり、これにより、戦闘あるいは法廷決闘という、伝統的な世俗領主たちの自立的権利は王権の伸長の前に封じ込められていくことになるのである。

こうした王権の動向を如実に示すのが1258年の王令である。聖ルイは法廷決闘を禁止し、証人尋問によって代えることを命じている。

次に行政分野における展開としては、なによりも、1247年に実施された王国各地方への審問官派遣に注目しなくてはならない。聖ルイは、托鉢修道会士および顧問官から審問官たちを選抜し、地方住民から国王役人（バイイ、セネシャル、プレヴォ他）への苦情を聴き取り、それについて裁決を下すよう指令を出したのである。審問官の派遣は50-60年代にも継続され、およそ1万にのぼる証言記録が残されることになった。

こうした聖ルイによる統治行為の意義は、つぎの3点に要約することができる。

第1に、フィリップ・オーギュスト時代以来の王領の飛躍的拡大にともなう混乱の清

算である。12世紀末王領に併合されたフランドル南部、アルトワ、トゥルネジ、先述のフランクジネット家のジョンから没収したフランス西部諸地方、そして、アルビジョワ十字軍を経て王家に帰属したラングドックは、併合の経緯は異なれども、いずれも国王役人が進出して、新たな統治に乗り出した地域であった。聖ルイは、数十年にわたるカペー家支配のもたらしたさまざまな軋轢を洗い出し、また王領の現状を把握する新たな方法として審問を採用したのである。

第2に、聖ルイにとってこの統治行為自体が、自身にとっての贖罪の意味を持っていたことである。彼は前年には十字軍請願を済ませ、翌年には聖地に向け出立するのであるが、死の可能性を前にした国王は、ここに償いと善行の機会を見出したとすることができる。つまり、自らの役人たちの不正行為を暴き、それを改めることをつうじて、国王にしかできない悔悛を果たそうとしたのである。

第3に、審問官の派遣は、国王役人に対する訴えを積極的に促すという点で、それまでにはないタイプの統治行為であった。これまでの裁判は当事者の訴えを待ってはじめて始まったのであるが、今回は、国王の審問官が訴えを聴くためにわざわざ王国の各地を巡回したのである。で述べたように、伯や国王法廷への証人尋問の導入は、役人や弱小封臣に対する訴えを対象として細々と始まったが、いまや王権の側が積極的に自身の役人に対する訴えを推奨することにより、証人尋問はさらに適用の場を大きく拡大したのである。

このようにしてフィリップ・オーギュスト時代の裁判と行政で定着が見られた調査・審問の諸方式は、聖ルイ時代に大きく王国統治の支柱へと発展を遂げていったのである。もちろんそれと並行して、旧来の証明方法である「神の裁き」は衰退の道を辿ることになった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

轟木広太郎「神判・法廷決闘から証人尋問へ」11、12世紀西フランスにおける証明と社会」『史林』90-6、2007年、34-67頁、査読有

〔学会発表〕(計2件)

轟木広太郎「戦うことと裁くこと シュージェ」『ルイ6世(肥満王)伝』を中心に」英仏関係史研究会(於関西大学)、2009年7月4日

轟木広太郎「13世紀におけるフランス王権と紛争（行政的）証人尋問を中心に」
「中・近世ヨーロッパの紛争・秩序・コミュニケーション」研究会（於京都大学）2009年8月

〔図書〕(計1件)

轟木広太郎『戦うことと裁くこと 中世フランスにおける紛争・権力・真理』昭和堂、2011年1月刊行予定

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

轟木 広太郎 (TODOROKI KOARO)
立命館大学・文学部・非常勤講師
研究者番号：60399061